

第2回定例会会議録

令和3年 6月 4日（金）

開 会 午前 10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和3年第2回御代田町議会定例会を開会します。

本定例会は、議案書及び資料の閲覧検索のため、会議規則第103条の規定により、タブレットの持込みを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和3年6月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案17件、報告3件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、井田理恵議員他4名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の1ページから14ページは、監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告

書ですので、後ほどご覧ください。

15ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） それでは、報告いたします。

5月28日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和3年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案17件、報告3件の計20件であります。一般質問の通告者は5名であります。

3月定例会以後提出された陳情2件あり、受理しました。

これにより、会期は、本日より6月14日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1の16ページをご覧ください。

第 1日目 6月 4日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2日目 6月 5日 土曜日

議案調査

第 3 日目	6 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	6 月 7 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 8 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	6 月 9 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 10 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 11 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 12 日	土曜日		休会
第 10 日目	6 月 13 日	日曜日		休会
第 11 日目	6 月 14 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

であります。

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

17 ページをお願いします。

総務福祉文教常任委員会

6 月 9 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

6 月 10 日 木曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

6 月 9 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

6 月 10 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

全員協議会開催日程

6 月 11 日 金曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 14 日までの 11 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月14日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

1番 内堀喜代志議員

2番 荻原 謙一議員

を指名します。

―――町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜りまして、令和3年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げるところでございます。

今議会から、皆様お手元にもございますが、タブレットを利用した議会になったということでありまして、早速皆様ご活用になっているのかなというふうに拝見しておるところでございます。

私も今回、あえて議案書を紙では持たずに、タブレットの中で操作するというのをちょっと今回まずやってみようということで、紙で持ってきておりません。

こういうのって、すみません、非常に口幅ったいというか、おこがましい言い方かもしれませんが、習うより慣れよというか、使っていると、慣れてくるのかなと思いますので、でき得る限り、このタブレットのほうのご活用をいただくと、活用進むのかなと思います。

また、私は、いろいろ自治体の視察をさせていただいている中で、特に印象的だったのが岐阜県の飛騨市の都竹市長のタブレットの活用です。あらゆる資料をタブレットに収めて、それで市民の方に、そのタブレットを基に説明する。

仮に、紙で持っていくと、こんなふうになってしまうような資料がこの中に全部

入っちゃいますので、そういったものをタブレットを活用すると、膨大な資料の中から必要な資料をこの中で簡単に見つけ出して、そして市民の方に的確に説明できると、そういった状況を見て取りました。

私のほうも、この議会のみならず、このタブレットの活用をさせていただいて、町民の皆様これまで以上に分かりやすく説明できるようにしていきたいなと思いますし、また議員の皆様議員活動においても、このタブレットが存分に活用されることを願う次第でございます。

また、コロナ禍における状況でございます。

町民の皆様におかれましては、5月中のウイルス陽性者の拡大について、大変なご心配をおかけしました。

ただ、保健所にも早めの対応をしていただくなど、大変お世話になりました。保健所と町による共同での啓発活動なんかも、町内一部でさせていただきました。

そういったことから、感染経路の特定、早めにできたこと、また速やかな検査の実施により、感染の広がりが早期に抑えられたことから、その後、感染も落ち着いてきたところでございます。

このように感染が落ち着いてきてはおりますけれども、ワクチンの接種をできるだけ早く進めていくことの重要性は変わりません。

以後、ご説明するとおり、御代田町は、ワクチン接種の開始はひときわ早く、また接種人数につきましても、町内医療機関の皆様のおかげをもちまして着実に積み上げてきております。町民の皆様の一層のご協力をもって、さらに進めてまいり所存でございます。どうかよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、4月28日から75歳以上の高齢者の集団接種を、5月26日からは74歳から65歳の高齢者の集団接種を開始しております。また、その2日後の5月28日には、65歳以上を対象に個別接種も始まりました。

昨日6月3日までの集団接種の接種者数は、1回目の接種が済んだ方が1,949名でありまして、そのうち2回目の接種が完了した方は482名となっております。1回目の接種が済んだ方が1,949名、そのうち2回目の接種が完了した方が482名です。

年齢別では、先ほどの1回目の接種が済んだ方1,949名のうち75歳以上の

方が1,557名、65歳以上の方が392名で、2回目の接種まで完了している482名は全て75歳以上の方となっております。ここまでが集団接種の状況です。

また、個別接種につきましては、町内のサテライト型施設は、御代田中央記念病院、そしてみよたファミリークリニックの2施設があります。こちらでの接種者数は、今のところワクチン移送量からの推定にはなりませんけれども、全て1回目ということになります。1回目の接種が済んだ方が個別接種で413人、入院患者で55人、施設従事者を含む施設入所者、これはやまゆりの園や豊昇園などが当たりますけれども、こちらが269人となっております。これら集団接種や個別接種は、全て推定数も含めると、合計2,683名が1回目の接種を終えられたと考えております。

また、集団接種に従事する医療従事者は、接種会場で高齢者と同時に接種を進めておりまして、1回目の接種を終えた方が26名、2回目の接種が完了された方が3名となっております。26名と3名です。

その他、各医療機関に勤務する医療従事者の接種者数が2月、3月、これ1回目、2回目、混在しておりますので、延べ人員になりますけれども、73名が接種しているということになります。各医療機関に勤務する医療従事者は、県が各地域の拠点医療機関において実施し、その接種者数の把握方法は、国保連合会を通じて接種者の住所地の市町村に送られる請求書によるため、把握時期が実施月から2か月後となっているところであります。

6月23日までに入っている予約状況から推測いたしますと、高齢者に対するワクチン接種は、おおむね7月中旬に完了できるものと考えております。1回目は、恐らくほとんど、ほぼ大半の方が6月中というふうに考えておりますが、2回目までの完了も7月中旬かなと思います。

今後につきましては、65歳以上の高齢者に引き続きまして、65歳未満で基礎疾患のある方、また65歳未満の一般の方へと、年齢層を区切りながら、順次接種を進めてまいりまして、希望する全ての住民の皆様が速やかに接種を受けられるように実施してまいります。

なお、現在、お知らせしてある集団接種日程は、全て予約いっぱいになっております。大変ご不便をおかけしております。

一方で、病院における、クリニックにおける個別接種は、余裕がある状態でござ

います。個別接種のうち、御代田中央記念病院では、予約開始直前に予約枠1人30人だったものを1日180人に大幅拡大していただいた一方、現在、ご案内している65歳以上の集団接種、先ほどの数字どおり、かなり進んでまいったことから、予約がまだ済まれていない方の数というのは、当初と比べると、大幅に減少しております。そういったことから、個別接種、ちょっと空きがちになっているかなというふうに思っているところでございます。

したがいまして、予約まだの方、個別接種のほうは、場合によっては、かなり早めの日程がご案内できますので、予約の変更を含め、ご希望される方はコールセンターにお問い合わせください。

ご案内かと思えますけれども、コールセンターの番号、フリーダイヤルでございまして、0120-169-207、平日午前9時から午後5時までの受け付けとなります。一般の診療もございまして、病院、クリニックへの直接のお電話はお控えください。Webでの受付はできます。

議員の皆様におかれましても、個別接種ではまだ空きがあるということ周辺の皆様にも周知していただけますと、ありがたいなと思っているところでございます。

ワクチン接種のご説明については以上でございます。

続きまして、信州・御代田龍神まつりについてでございます。

7月、最終土曜日は31日ではありますが、この31日に予定しておりました本年度の信州・御代田龍神まつりについては、2月から龍神まつり正副実行委員長会議において、開催の可否について慎重に検討してまいりましたが、長野県のイベント開催目安に示されている感染予防対策を万全に取ることは、祭りという性質上、大変に難しいということもございまして、やむを得ず中止の判断といたしました。

真楽寺での神事だけでもできないかといった検討をしたものの、検討時の足元での新型コロナ感染拡大の状況から、そちらも含めて、やむなく中止の判断としました。

例年、信州・御代田龍神まつりを楽しみにしておられる皆様におかれましては、このような判断となりましたことは心苦しい限りでございますが、安心・安全を最優先に考えての決定であることをご理解賜れば幸いに存じます。

続いて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策事業について申し上げます。

昨年度から実施しているテイクアウト補助事業の「みよたんのお持ち帰り割引大作戦！」につきましては、現在、16店舗が登録しております。ご案内のとおり、9月30日まで期間を延長しておりますので、ぜひ多くの皆様にご利用いただきたいと思っております。

また、御代田町経済の活性化、事業者の事業継続、町民の皆様の生活支援を図るため、今年度もみよたんプレミアム付商品券事業を実施させていただきます。

今回のプレミアム率は30%となります。30%ということは、1万円で1万3,000円分の商品券が買えるという状況であります。発行総数は1冊1万円で3万冊、発行総額は3万掛ける1万円掛ける1.3ですから、総額3億9,000万円となります。現在までに151店舗から取扱加盟店の登録申込みがありました。昨年の登録店舗は148店舗でございましたので、3店舗増加しておるところであります。

商品券の利用期間は7月1日から12月31日までとなっております。商品券の販売は6月26日土曜日、27日日曜日、次の週の7月3日土曜日、4日日曜日、月をまたぎまして、8月21日土曜日、22日日曜日に役場で販売会を開催いたします。

これは、議会の皆様にはご案内しておりますけれども、商品券の販売のこの6月の下旬、また8月の下旬というのは、これは年金の支払いの後ということで、年金受給者の皆さんに配慮した形での日程とさせていただいているところでございます。

また、6月6日から8月31日までの毎週火・水・木曜日には、商工会のほうでも販売をしていただきます。まだ商品券の購入予約の申込みは、できる状態であります。お済みでない方は、来週6月11日金曜日までの申込みとなっておりますので、忘れずにお申し込みください。

相当、今、冊数としてはお申し込み、かなりいただいておりますけれども、発行冊数3万冊までには、まだ余裕がある状況ですので、これからの申し込みも、問題なくお受け付けできるものと思っております。

ということで、諸般のご報告させていただきましたけれども、本日提案いたしました案件、専決処分事項の報告7件、事件案1件、条例案5件、補正予算案4件、報告事項3件の計20件であります。

専決処分事項の報告7件につきましては、1件目の御代田町町税条例等の一部を

改正する条例の専決は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地方税法等が一部改正されたため、関連する部分の一部改正について、3月31日に専決処分をさせていただきます。

2件目の令和2年度御代田町一般会計補正予算（第13号）は、6,284万円を減額し、歳入歳出総額を82億8,268万円とするものです。

主な補正内容は、歳入では、農林水産業施設災害復旧費負担金の減額、歳出では、除雪委託料の減額です。農林水産業施設災害復旧費負担金の減額につきましては、令和2年度内に完了した令和元年東日本台風による農業施設等災害復旧工事の国庫負担金の収入が令和3年度にずれ込むことによるものです。

また、5会計の特別会計の補正予算については、それぞれ事業確定による補正予算で、一般会計からの繰入金等を補正しました。一般会計、特別会計とも、本年3月31日付で専決処分させていただきます。

事件案の1件につきましては、令和3年度町単独GIGAスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約についてでありますけれども、昨年度整備いたしました小中学生の1人1台のパソコン端末をさらに活用するため、ドリル学習用ソフトを購入するものであります。

このドリル学習用ソフトは全ての児童生徒が使用することができ、教科書に準拠していますので、授業や自宅にパソコンを持ち帰ったときにも使用することができるソフトとなっております。落札した業者と仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものであります。

条例案の5件につきましては、1件目の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、各種団体の代表者で構成する御代田町立地適正化計画策定委員会を設置するに当たり、地方自治法第203条の2の規定により、委員報酬を規定するものであります。

2件目の御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの再発行の手数料について、所要の改正を行うものです。

3件目の御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律が改正され、本条例で引用の号ずれが生じたため、関連する部分を一部改正するものです。

4 件目の御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことによる改正です。

5 件目の御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、内閣府が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴う改正です。

補正予算案の4件につきましては、1 件目の令和3年度一般会計補正予算案（第1号）は5,972万円を増額し、歳入歳出総額を64億6,399万円とするものです。

主な補正内容につきましては、令和2年度の専決補正でもご説明したとおり、農林水産業施設災害復旧費国庫負担金が令和3年度収入になることによる歳入の増額と新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額、子育て世帯生活支援特別給付金事業の増額、社会資本整備総合交付金事業の減額となっています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、町の最重要・最優先課題として、できる限りの策が実施できるよう4,117万円を計上いたしました。

内容は、集団接種、個別接種の受付コールセンター設置経費、接種会場に増員配置する派遣看護師経費、ワクチン運搬に係る経費等、既に予算流用により最優先で対応してまいりましたので、これらの歳出科目の整理と所要額の増額補正となっております。

子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、国の施策となりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援として児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものでありまして、1,667万円の増額を計上しております。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、七口線、川原田寺沢線等の道路改良工事に対する国からの補助金内示額が大幅に減少したため、補助金額にあわせて6,471万円の減額を計上しております。

また、GIGAスクール構想の一環で、1人1台の端末機器の配置が終了し、現

在、小中学校では端末機器を利用した学習や持ち帰り学習のための準備が進められているところであり、これにあわせ子供たちの学習環境を整えるため、放課後や長期休暇に児童を預かる大林、東原、両児童館においてインターネット通信のWi-Fi環境の整備費など51万円を計上いたしました。

2件目の介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）は、介護予防・支援サービスについて、利用者負担を軽減できるよう科目を組み替えたことによるもので、3件目の後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、一般会計との組替えによる減額補正であります。

4件目の御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）は、生活基盤施設耐震化等補助金の増額等を計上しております。

報告事項の3件につきましては、令和2年度土地開発公社の事業報告と令和2年度繰越明許費繰越計算書並びに令和元年度御代田町事故繰越し繰越計算書の報告であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願い申し上げます。令和3年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第38号 専決処分事項の報告について

（御代田町町税条例等の一部を改正する条例）―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） おはようございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第38号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの

で、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

4ページをお開きください。

専第3号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和3年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記

御代田町町税条例等の一部を改正する条例であります。

今回専決いたしました御代田町町税条例等の一部を改正する条例についての改正理由ですが、令和3年税制改正により、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会経済活動や国民の生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、地方税法等において、諸般の改正をいたしました。

厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じることとされております。こうした状況に迅速に対応するため、御代田町町税条例においても、所要の改正を行うものであります。

議案書の5ページから14ページは、条例等の一部を改正する条例の改め文、15ページから35ページは、第1条関係、36ページから37ページは、第2条関係の新旧対照表となっております。

5ページにお戻りください。

今回専決いたしました御代田町町税条例等の一部を改正する条例は、2条立てとなっております。

5ページから10ページまでを第1条、10ページ下段から11ページにかけて第2条の改正をいたしました。

11ページ中段から附則第1条で、施行期日、第2条で、町民税に関する経過措置、第3条で、固定資産税に関する経過措置、第4条で、軽自動車税に関する経過措置を改正しました。

今回改正いたしました主な点について説明します。

15 ページの新旧対照表をお願いします。

改正概要ですが、新旧対照表の15 ページ、第19 条から、26 ページ、附則の第6 条までが個人住民税による改正です。

住宅ローン控除の特例を令和4 年12 月末までの入居者を対象とし、1 年間延長するとともに、令和3 年から4 年中の入居者に係る控除の適用期間を「10 年」から「13 年」に延長する改正であります。

この改正では、消費者の住宅取得環境が厳しさを増す中での住宅投資の内需喚起として一定の期間、新築では、令和2 年10 月から令和3 年9 月まで、中古、建て売りでは、令和2 年12 月から令和3 年11 月までに契約し、かつ令和4 年12 月末までの入居者を対象としております。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

続きまして、同じく住民税ですが、非課税限度を算定する際の扶養親族について、原則、30 歳以上70 歳未満の国外居住親族を原則除くこととする取扱いの見直しをする改正であります。

この改正では、住民税の非課税の判定は、所得と扶養親族の人数等によるところではありますが、判定の際に国外居住の一定の親族は除くこととする改正であります。

以前より懸案事項となっている国外に住む配偶者の家族または親族等の扶養の申告について、国をまたいでの調査をし切れないための改正となっております。

続きまして、24 ページ、第54 条から、31 ページ、附則の第15 条までが固定資産税による改正です。

土地の評価額が急激に上昇した場合でも、税額の上昇は緩やかなものとなるよう調整する負担調整措置を令和5 年まで延長する改正です。

コロナ禍の現在、令和3 年度に限り、負担調整措置によって税額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く特例措置となっております。

この改正では、課税標準額が評価額に対してどの程度達しているかを示す負担割合が地域差が大きいため、納税額の急激な上昇を抑えつつ、本来の課税標準額に近づけていくために負担調整措置が講じられております。

本年、固定資産税の評価替えの年ではありましたが、家屋については減価償却し、

土地については利便性などに伴い、評価額の単価上昇により前年度よりも増額した土地については据置きとし、減額した土地については引き下げるものであります。この改正での国費等での補填はされません。

続きまして、32ページ、附則の第15条の2から、35ページ、第25条までが軽自動車税による改正です。

環境性能割を臨時的に軽減する現行の特例措置の適用期限を9か月、令和3年12月31日まで延長する改正です。この改正では、消費税率改正にあわせて実施した軽減を感染症等の状況を踏まえ、再度延長するものであります。

消費税率改正が令和元年10月1日で、環境性能割も同日で改正されております。制度開始の令和元年10月1日から令和2年9月30日までを昨年の税制改正により、令和3年3月31日までに延長しました。今回、令和3年度税制改正で、令和3年12月31日まで延長する改正であります。

続きまして、36ページ、37ページでは、2条立ての第2条関係で、一部を改正する条例の一部改正です。

昨年の令和2年3月31日、専決の条例改正をしましたが、今年の専決による改正で、引用条文等に項ずれが生じたための改正です。項ずれへの対応などは、国の法令改正後、直ちに施行する必要があることから、本年度4月1日から施行をお願いするものです。

今年度も細部にわたり数多くの専決をさせていただきましたが、その中で、今現在、町民の方々に一番身近に感じる主な改正のみを説明させていただきました。

以上が専決処分させていただいた御代田町町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第39号 専決処分事項の報告について

(令和2年度御代田町一般会計補正予算第13号)―――

○議長(五味高明君) 日程第6 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の38ページをお開きください。

議案第39号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

39ページお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和3年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして

専決処分させていただいたのは、令和2年度御代田町一般会計補正予算(第

13号)についてでございます。

議案書の42ページの予算書のほうをお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,284万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,268万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、本日配付の資料番号1で説明させていただきます。

資料番号1、お願いいたします。

まず、歳入の主なものについてでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金5,138万円の減額でございます。内容につきまして、農林水産業施設災害復旧事業費負担金、こちらにつきましては、令和2年度に事業を完了したものの、負担金については、令和3年度にずれ込んで歳入となるため、その額を減額するものでございます。

続きまして、款16県支出金、項2県補助金622万1,000円の増額になってございます。こちらは、地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金としまして、こちらプレミアム商品券事業の交付金の額の確定によりまして増額したものでございます。

款21諸収入、項4雑入でございます。補正額が1,157万4,000円の増額になります。一つ目としまして、特別調整交付金、こちら後期高齢会計との組替えということでありまして、後期高齢会計のほうで歳入を見ておりましたが、消費税の申告義務が生じるということで、一般会計のほうで受けまして、これを後期高齢の会計に繰り出すという、こういった組替えを今回しております。

ここの二つ目としましては、過年度分農林水産業施設災害復旧事業費負担金とし

まして1,297万9,000円の増額をしております。こちらは、令和元年度に事業を完了したものの、収入を令和2年度で受けておりますので、こちらについては諸収入で歳入の計上をしたものでございます。

款22町債につきましては1,880万円の減額をしております。こちらにつきましては、事業費の確定により減額したものでございます。

歳入合計で6,284万2,000円の減となっております。

2ページの歳出のほうをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費511万1,000円の増額をしております。こちら歳入で申しあげました後期高齢者会計への繰出金としまして計上したものでございます。

項2児童福祉費です。2,497万8,000円の減額でございます。こちらは私立保育所保育委託料、それから児童手当、それぞれ委託料、それから支給額、こちらの実績により減額したものでございます。

款7商工費につきましては、2,081万8,000円の減額をしております。こちらは、中小企業資金保証料負担金、それから工業振興奨励補助金、こちら支給実績、補助の実績により減額してございます。

款8土木費、項2道路橋梁費です。1,900万5,000円の減額をしたものです。こちら除雪費の委託料の減が主な内容でございます。

3ページお願いいたします。

款9消防費、こちらは840万4,000円の減額をしております。消防団員の退職報償金の確定により減額したものでございます。

款14の予備費、こちらで歳入歳出調整をいたしまして5,895万4,000円の増額をしております。

歳出合計6,284万2,000円の減額となっております。

それでは、また議案書のほうの46ページのほうをお願いいたします。

こちら「第2表 地方債補正」でございます。こちらは変更になってございます。起債の目的からです。

一般事業債につきましては、限度額「1,350万円」を補正後の限度額「1,320万円」へ、それから公共施設等適正管理推進事業債、こちらは限度額「5,940万円」を「5,910万円」、続きまして緊急浚渫推進事業債の限度額

は「360万円」を「300万円」へ、それから農地農林漁業施設災害復旧事業債、こちらの限度額「2,600万円」を「840万円」へと、それぞれ減額するもの
でございます。

説明の内容については以上のとおりです。ご審議の上、お認めいただくようお願い
いたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

井田議員。

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。

2点お願いします。

議案書49ページ、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫
補助金、節1住民基本台帳費補助金455万5,000円の減額ですが、個人番号
カードの取得率の直近の状況と、現在どのようで、目指す取得達成率についてお伺
いします。

それから、もう一つ、もう一件です。

議案書58ページ、歳出、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、説明欄
010-01、下、18040の中小企業資金保証料負担金756万3,000円
減額でございますけれども、昨年9月に1,099万8,000円ほど増額しており
ます。昨年9月の増額補正から状況の変化について、説明をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私から、議案書49ページの歳入についての減額
についてご説明いたします。

まず、個人番号カード交付事業費補助金、こちらを438万8,000円減額し
ております。これは、町が地方公共団体情報システム機構に個人番号の通知書です
とか、個人番号カードに係る事務委任交付金として支出しているものなんですが、
この相当額が国庫補助金として交付されるものであります。今回は、この交付額の
確定による減額となっております。

また、2点目、個人番号カード交付事務費補助金ですが、こちらは161万
3,000円増額しております。こちらは、マイナンバーカードの交付枚数や交付

事務に応じて交付される交付金のことであります。こちらも交付額の確定により増額となっております。

3点目、社会保障・税番号システム整備費補助金、こちらは128万円減額しております。戸籍システムですとか、住民基本台帳システムをマイナンバー用に改修するための補助金となっております。こちらも事業が完了したため、確定による減額となっております。

また、マイナンバーの交付率でございますが、5月31日現在で合計4,551枚交付しております。5月31日現在の人口1万5,971人に対しまして、取得率は28.5%となっております。ちなみに、令和2年度1年間で1,863枚交付いたしました。

また、今年度、4月、5月の2か月間では625枚交付しております。町民の皆さんにも、取得しようなんていう意識が変わってきたことの現れかと思われま。

また、目標する達成率というご質問ですが、国は、2022年度末までには全国国民が取得と目標を掲げておることからも、当町においても、全町民が取得することを目指しまして、時間外開庁ですとか、休日開庁を実施しまして、取得に向けて着実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） それでは、私のほうから、中小企業資金保証料負担金の減額と9月補正以降の状況についてお答えいたします。

令和2年度の中小企業資金保証料負担金につきましては、各6年間の平均額で232万円を当初予算に計上したところですが、昨年度当初は、長野県中小企業融資制度資金の借入れが特に多く、4月から6月までの3か月間の申込みが17件ありました。そのうち新型コロナウイルス関連資金だけでも15件、保証料負担額が275万2,000円の申込みがありましたので、新型コロナウイルスに影響する借入件数が増加すると見込みまして、昨年9月の7号補正において増額補正をお願いしたところでございます。

しかしながら、9月以降の7か月間の申込みが12件で、保証料負担額は317万6,000円でございます。そのうち新型コロナウイルスに関連する申込みにつきましては2件、保証料負担額は66万4,000円、9月以降の新型コ

コロナウイルスに関連する資金の借入れが落ち着いたため、実績に基づき減額をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 以上、終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

4点ほどお聞きいたします。

ページ54ページです。

54ページ、先ほどの説明でも事業確定ということでありましたけれども、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の説明のほうで、12060の私立保育所保育委託料が1,374万8,000円減額となっているわけですが、この減額の理由と内訳とといいますか、その私立幼稚園、2施設あるわけですが、その内訳についてもお願いしたいと思います。

ページ、次、60ページです。

60ページの款8土木費、項4都市計画費、目1の都市――失礼いたしました。すみません。その上からです。60ページと同じ土木費ですが、項3河川費、目2河川維持費の説明欄のほうにいきますと、河川維持補修工事ということで344万3,000円の減額となっているわけですが、この減額の理由と、先ほども地方債の減額というお話ありましたけれども、浚渫工事の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

また、先ほど言いました款8土木費、都市計画の説明のほうで言うと、07050の立地適正化計画アドバイザー謝礼が12万円ということで、12月補正で組まれていたものが全額減額となっているわけですが、この理由について、計画に支障はないのか、お願いしたいと思います。

もう一点が、その説明のところの下ですけれども、12060、弁護士委託料、これも去年の6月補正で66万円と上程されていたわけですが、半分の33万が減額となっているわけですが、その理由についてもお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 私からは、じゃ54ページの私立保育所保育委託料1,374万円の減額理由についてご説明いたします。

主な理由でございますが、当初予算に見込んでおりました途中入園児児童が当初見込みよりも少なかったことによる減額になっております。それがおよそ1,220万円、そのほかそれぞれの保育園で認定できる加算を当初の予算で見込むわけですが、ある保育園では、その加算が認定できない期間がございました。その分の減額ということになります。こちらが145万円相当です。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 私からは、60ページ、予算書の19ページになりますが、まず河川費の関係、上段、河川維持補修工事の関係につきましてですが、当初予算で維持補修工事300万円を計上していましたが、緊急浚渫を起債事業として新規に実施していくこととなり、9月議会で浚渫工事のための調査測量設計委託料と維持補修工事の合計360万円の増額補正をしていただきました。

管内のしゅんせつ事業に係る4河川の設計業務と豊昇地区の一級河川、湯川に合流する準用河川、久能沢川の最下流から83mの浚渫工事を実施しましたが、ともに入札差金が生じ、また前年度の台風災害復旧工事が優先されていたこと等もありまして、資材、労務不足により、思うように発注できなかったことなどにより、全体で344万3,000円の減額補正となりました。

この浚渫事業につきましては、管内の河川を5年間のうちに整備する計画でございます。令和2年度は、先ほどの久能沢川1か所が完了し、令和3年度は3河川を整備する予定でございます。

まず、1か所目の豊昇地区の梨沢川の浚渫を5月に発注し、7月には完了する予定でございます。

2か所目の佐久地区の普通河川、久能沢川につきましては、しなの鉄道横断トンネルから上流へ、中山道までの区間を予定してございます。こちらは7月ごろ発注する予定でございます。

3か所目の広戸地区西の準用河川、滝沢川につきましては、倒木処理が主ですが、9月ごろ発注し、年度内をめどに全事業完了させる予定でございます。

現在、管内の河川で浚渫が必要な箇所を全部把握し切れていない状況ではござい

ますが、併せて調査をし、次年度以降も整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、同じく60ページの下段になりますが、都市計画費の中で、立地適正化計画アドバイザー謝礼12万円減額の理由でございます。

立地適正化計画策定業務委託に係る仕様書の作成及び計画策定の助言等を頂くため、アドバイザーの謝礼12万円と費用弁償7万9,000円を計上し、令和2年度一般会計補正予算（第9号）において議決をいただきました。

アドバイザー会議は、令和3年1月に開催する予定でしたが、1都3県に緊急事態宣言が出され、アドバイザーの中に当該地区から来庁されるアドバイザーがおられますので、緊急事態宣言の解除を待って開催することとし、結果、4月20日の開催となりました。

したがって、令和2年度一般会計に計上した謝礼12万円と費用弁償7万9,000円を全額減額し、令和3年度一般会計に改めて計上させていただいております。アドバイザー会議の開催は遅れましたけれども、計画策定に支障は現在ございません。

続きまして、弁護士委託料が予算の半額、33万円が減額になっているという理由ですが、弁護士委託料は、開発行為に係る民事調停申立てに係る着手金33万円、成功報酬33万円の合計66万円を令和2年度に議決をいただいておりますが、当初、令和2年度中に3回ないし4回の調停において結果が出るものと計画しておりましたが、弁護士との協議で、再度相手方へ開発行為届出書の提出を求める通知書を発送し、その回答に一月要したこと、調停申立ての資料や証拠書類の準備、弁護士との協議に相当数の時間を費やした結果、調停の申立てを令和3年3月19日に佐久簡易裁判所に提出したところでございます。

第1回の民事調停が4月21日になり、出頭したところですが、次回は6月21日に第2回目が予定されております。本年度の予定としては、民事調停が一月半から二月のペースで、3回から4回開催される予定で、12月ごろには民事調停の結果が出るものと思われま

したがって、令和2年度一般会計に計上していた成功報酬分33万円を減額し、令和3年度一般会計に改めて弁護士委託料として成功報酬分33万円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩とします。再開時間は、ブザーにてお知らせします。

（午前11時07分）

（休 憩）

（午前11時17分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第7 議案第40号 専決処分事項の報告について

（令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第6号）―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書64ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

65ページをお願いいたします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和3年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記といたしまして

令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）でございます。

議案書の68ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,807万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,476万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

69ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、補正額60万7,000円の増額でございます。災害臨時特例補助金金額の確定によります増額となっております。

款4県支出金、項1県補助金5,820万9,000円の減額でございます。給付費の減額補正に伴います普通交付金等の減額となっております。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 5 6 万円の減額でございます。繰入額確定に伴います減額でございます。

歳入合計 5, 8 0 7 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

次の 7 0 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、補正額 4, 8 0 0 万円の減額でございます。一般被保険者療養給付費の確定に伴います減額となっております。

項 2 高額療養費 9 0 0 万円の減額でございます。こちらも給付費の確定に伴います減額でございます。

項 3 出産育児一時金 8 4 万円の減額でございます。支出額確定に伴います減となっております。

項 5 傷病手当諸費 2 2 2 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは該当者がおりませんでしたので、全て減額となっております。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらにつきましては財源の変更となっております。

款 4 保険事業費、項 1 特定健康診査等事業費、こちら 5 8 0 万円の減額でございます。委託料の確定に伴います減額となっております。

項 2 保険事業費 1 0 0 万円の減額でございます。人間ドックに対します補助金の額の確定に伴います減額となっております。

款 7、項 1 予備費 8 7 9 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

歳出合計 5, 8 0 7 万 2, 0 0 0 円の減額補正でございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 0 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第40号専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第8 議案第41号 専決処分事項の報告について

(令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号)――

○議長(五味高明君) 日程第8 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書の78ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

79ページをお願いいたします。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和3年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記といたしまして

令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)でございます。

議案書の82ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

83ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金と、款5諸収入、項3雑入で587万1,000円を組み替えております。こちらでございますが、令和2年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防との一体的事業とこの事業に対する補助金、こちらを特別会計で受けることで消費税の申告が必要となることが分かりました。一般会計で受けることで、こういった申告等は不要となることから、一般会計で受けて繰り出すよう補正をするものでございます。

なお、歳出も併せて一般会計に組み替えるべきところではございますが、令和2年度につきましては既に執行済みであるため、歳入のみの組替補正といたしました。同額を組み替えるため、予算総額に変更はございません。

説明は以上でございます。ご承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第41号専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第9 議案第42号 専決処分事項の報告について

（令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書86ページをご覧ください。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により報告しますので、ご承認をお願いします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の87ページをご覧ください。

専第7号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、令和3年3月31日に専決をさせていただきましたので、ご承認をお願いします。

次の90ページ、補正予算書をご覧ください。

令和2年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,555万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,601万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

次の91ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、補正額279万3,000円の増額は、当初の見込みより分割納付からの全額納付に切り替えたことによるなど、営農受益者が増えたことによるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、補正額 2 9 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、コロナ禍の影響により自宅にいる時間が増え、当初見込みより使用料が増えたと思われます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、補正額 2 6 0 万円の減額は、交付金額の確定により減額するものでございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正額 1, 3 6 7 万 4, 0 0 0 円の減額は、一般会計からの繰入額でございます。

款 7 町債、補正額 5 6 0 万円の減額は、事業費の確定に伴い、借入額を減額をするものでございます。

したがいまして、歳入合計は 1, 5 5 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額 7 億 8, 6 0 1 万 8, 0 0 0 円となります。

次の 9 2 ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、補正額 1, 5 5 5 万 8, 0 0 0 円の減額は、事業費の確定による減額で、主なものは、処理場維持管理業務委託料と管路施設工事の減額でございます。

款 2 公債費、補正額の増減はございません。

したがいまして、歳出合計は 1, 5 5 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額 7 億 8, 6 0 1 万 8, 0 0 0 円となります。

次の 9 3 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債補正でございます。変更します。

起債の目的は、公共下水道事業では、補正前の限度額を 4, 7 3 0 万円から 4 8 0 万円を減額し、補正後の限度額を 4, 2 5 0 万円といたしました。

また、公営企業会計適用では、補正前の限度額を 2 7 0 万円から 2 0 万円を減額し、補正後の限度額を 2 5 0 万円としました。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおりご承認をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第42号専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第43号 専決処分事項の報告について

(令和2年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号)―――

○議長(五味高明君) 日程第10 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書100ページをご覧ください。

議案第43号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により報告をしますので、ご承認をお願いします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の101ページをご覧ください。

専第8号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、令和3年3月31日に専決をさせていただきましたので、ご承認をお願いします。

次の104ページ、補正予算書をご覧ください。

令和2年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定

めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ43万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,880万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の105ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、補正額30万3,000円の減額は、新規加入者の全額納付の見込みから分割納付になったことによる減額でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、補正額2,020万7,000円の減額は、一般会計からの繰入額でございます。

款4 繰越金、補正額189万4,000円の増額は、繰越額の確定によるものでございます。

したがいまして、歳入合計は43万6,000円を減額し、総額2,880万1,000円となります。

次の106ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 農林水産業費、項1 農地費、補正額43万6,000円の減額は、施設修繕料の確定により減額するものでございます。

したがいまして、歳出合計は43万6,000円を減額し、総額2,880万1,000円となります。

以上のとおりご承認をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第43号専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第11 議案第44号 専決処分事項の報告について

(令和2年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算第1号)――

○議長(五味高明君) 日程第11 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書111ページをご覧ください。

議案第44号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により報告をしますので、ご承認をお願いします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の112ページをご覧ください。

専第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について、令和3年3月31日に専決をさせていただきますので、ご承認をお願いします。

次の114ページ、補正予算書をご覧ください。

令和2年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

次の115ページをご覧ください。

第1表 歳入予算補正。

歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金、補正額131万6,000円の減額は、歳入歳出収支額の結果による現予算に対する一般会計からの繰入額の減額にでございます。

款3繰越金、補正額131万6,000円の増額は、繰越額の確定によるものでございます。

したがいまして、歳入合計の補正額は差し引き0になりまして、総額1,257万2,000円のままとなります。

なお、歳出についての補正はございません。

以上のとおりご承認をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第44号専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第12 議案第45号 令和3年度町単独GIGAスクール構想ドリル

学習用ソフト購入契約について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第45号 令和3年度町単独GIGAスクール

構想ドリル学習用ソフト購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書118ページをお願いいたします。

議案第45号 令和3年度町単独GIGAスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、令和3年度町単独GIGAスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約について、下記により購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度 町単独
GIGAスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約による方法 |
| 3. 契約の金額 | 759万4,400円 |
| 4. 契約の相手方 | 佐久市猿久保881番8
株式会社パスカル
代表取締役 井上隆 |

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本契約については、既に契約しているドリル学習用ソフトに追加ライセンスとして購入するため、随意契約により仮契約をしております。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第13 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書129ページをご覧ください。

議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の121ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、将来のまちづくりの検討、研究、調査等を所掌事務とします御代田町立地適正化計画策定委員会を設置するに当たり、地方自治法第203条の2の規程に基づき、本条例において委員報酬を規程するものでございます。

改正の概要は、本条例で定めています別表中の都市計画審議会委員の次に立地適正化計画策定委員会の委員、月額6,000円を加えるものです。

附則として、この条例は交付の日から施行するものです。

次の122ページは新旧対照表です。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第47号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第14 議案第47号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書123ページをご覧ください。

議案第47号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の124ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことによる一部改正です。

改正概要は、個人番号のカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、本機構が発行手数料を徴収することができることになったため、本条例の第2条第45号で定めておりました個人番号カードの再交付の手数料、1枚につき800円を削り、以下の46号から48号を1号ずつ繰り上げるものです。

附則として、この条例は令和3年9月1日から施行するものです。

次の125ページは新旧対照表です。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第48号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第15 議案第48号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書126ページをご覧ください。

議案第48号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の127ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が開始されたことによる一部改正でございます。

改正概要は、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲が拡大され、法律上の号が追加されたことにより、本条例が引用している号に号ずれが生じたため、第1条中第19条第9号を第19条第11号に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和3年9月1日から施行するものです。

次の128ページは新旧対照表となっております。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第16 議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例案について――

○議長(五味高明君) 日程第16 議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) 議案書129ページをご覧ください。

議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

130ページをご覧ください。

本条例案は、上位法令であります厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う条例の改正でございます。

改正の内容でございますが、条例第7条におきまして、第1項では「教育」という用語、第1項第3号には「利用乳幼児」という用語の定義づけがされておりますが、この定義づけをこの条にある全ての「教育」、「利用乳幼児」の用語に適用するというものの改正でございます。

そのほかは用語の改正でございます。

130ページは、本条例案の改正文、131、132ページは新旧対照表となっております。

附則、この条例は交付の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第50号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第17 議案第50号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) 議案書の133ページをご覧ください。

議案第50号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

134ページをご覧ください。

本条例案は、上位法令であります内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う条例の改正でございます。

改正の内容でございますが、条例第42条第4項第1号の規定中、児童福祉法第24条第3項という条文の次に、同法第73条第1項の規定により、読みかえて適用する場合を含むという条文を加えるものであります。

そのほかは用語の改正でございます。

134ページは、本条例案の改正文、135ページは新旧対照表となっております。

附則、この条例は交付の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案

(第1号)について―――

○議長(五味高明君) 日程第18 議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予

算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の136ページをお願いいたします。

議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町一般会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

138ページの予算書をお願いいたします。

令和3年度御代田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,972万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,399万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、本日配付の資料番号3で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

主なものは、款15国庫支出金、項1国庫負担金で、補正額は2,050万4,000円減額をお願いしております。内容につきましては、2,079万1,000円の減額、こちらにつきましては、農林水産業施設災害復旧事業、こちらの過年度に完成した分の収入を国庫支出金のこちらで見込みましたが、諸収入のほうで計上しなおしたもので、こちらのほうは減額したものでございます。

項2、国庫補助金、こちらは2,574万8,000円の増額をお願いしております。1つ目としまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業1,629万8,000円の計上をお願いしております。こちらは新たに設けられた給付金制度でして、低所

得の子育て世帯に対し、生活を支援するための給付金、児童1人当たり5万円の給付事業でございます。

続きまして、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金、こちらは3,742万8,000円の計上をしております。

社会資本整備総合交付金につきましては、交付金の内示によりまして3,372万1,000円を減額している者でございます。

款21諸収入、項4雑入でございます。8,359万3,000円の増額をお願いしております。こちらは、コミュニティ事業助成金で530万円、それから、過年度分の農林水産業施設災害復旧事業費負担金ということで6,926万1,000円、こちらが令和2年度に事業完了し、令和3年度に収入する負担金となっております。

款22町債につきましては、2,900万円を減額しております。こちら、社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、町債のほうにも減額しているものでございます。

歳入合計で5,972万5,000円の増額でございます。

2ページをお願いします。

歳出についてでございます。

款2総務費、項1総務管理費です。コミュニティ助成事業補助金としまして530万円、こちらは、塩野区、児玉区、一里塚区、そちらにそれぞれ補助金を支出するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費です。51万3,000円の増額を計上しております。内容につきましては、130万円が社協施設環境整備補助金ということで計上しております。こちらは、ハートピアみよたの備品等の整備をしていくものでございます。社会福祉協議会へ補助して必要な備品を整えてもらうもので、椅子やパーティション、そういったものを予定しております。

項2の児童福祉費でございます。2,611万1,000円の増額をお願いしております。子育て世帯生活支援特別給付金ということで1,616万円。歳入のほうでも申し上げましたが、低所得の子育て世帯に対しまして、児童1人当たり5万円の給付金の事業でございます。それから、雪窓保育園シロアリ駆除改修工事費としまして349万8,000円の工事を予定しております。

款4の衛生費、項1保健衛生費です。5,196万7,000円の増額をお願いし

ております。こちらは、新型コロナワクチン接種に関しまして、集団接種のコールセンター、それから、個別接種のコールセンター、それから、看護師等の派遣の委託、こういったものを計上して、総額5,196万7,000円となっております。

款8の土木費、項2道路橋梁費です。6,428万1,000円の減額をお願いしております。こちら、社会福祉整備事業、道路改良工事ということで、交付金の内示の減額によりまして事業費のほうも減額してございます。

3ページ、お願いいたします。

款10教育費、項4の社会教育費でございます。こちらは補正額につきましては178万2,000円の減額でございますが、内容としましては、エコールみやた、それから、博物館、こちらの防犯カメラの修繕、付け替え、こういったものを新たに予定しているものでございます。

以上、歳出合計は5,972万5,000円となっております。

それでは、また、議案書のほうで、142ページをお願いいたします。

こちら、第2表の地方債補正になります。

こちらは変更分でございます。

起債の目的、公共事業等債です。補正前の限度額が1億1,850万円、こちらを、補正後の限度額9,070万円へ減額。それから、農地農林漁業施設災害復旧費事業債610万円を、補正後の限度額490万円、それぞれ減額するものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。2点について質問をいたします。

155ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄で18050施設環境整備補助金130万円の内容ということなんですけれども、先ほど課長のほうから説明はあったわけですが、補助率などを含めまして、もう少し詳細をお願いいたします。

2件目は、162ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予備費、説明欄で12060紹介派遣委託料380万5,000円の委託内容、この2件をお願いい

たします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まず、155ページのほうです。

130万円の補助金でございます。こちらは社会福祉協議会の施設整備に係るものでございます。企財課長の説明にもありましたけれども、ユニットハウスの購入、それから、玄関に設置しております来客用のソファの交換、パーティション、ラック等の購入のための補助金となっております。社会福祉協議会にボランティア活動支援センター、こちら、開設となります。この開設によりまして、相談員用の個室が必要となりました。ですので、購入するユニットハウスにフードバンク用の食料や倉庫の備品を移動して、現在の倉庫を相談室として活用するものでございます。

また、備品の購入につきましては、地域福祉センターの開設から20年経過しております。備品等、経年劣化が著しく、交換等が必要となっておりますのでございます。

本来ですと、町が購入して設置をするものでございます。しかしながら、緊急性を要していることと社会福祉協議会が購入することで経費削減にもつながりますので、補助金として支出するものでございます。ですので、全額補助という形になっております。

続きまして、2点目の紹介派遣委託料でございます。こちら、380万5,000円でございます。ワクチンの集団接種、適切に実施するために必要な看護職を確保するため、労働者派遣事業所に委託をするものでございます。

契約内容につきましては、時間当たりの単価契約となっておりますが、業務内容としましては、ワクチンの溶解、溶かす作業です、それから、充填、予診票の内容の確認、問診及び接種の介助、健康観察、それから、体調急変時の診察、介助、そういった集団接種に係る業務となっております、3名を6か月ということで予算計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

市村議員。

○ 1 3 番（市村千恵子君） 議席番号 1 3 番、市村千恵子です。1 点お聞きいたします。
1 6 6 ページです。

1 6 6 ページ、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 の社会資本整備総合交付金事業ということで、先ほど課長から説明も、減額、交付率が減額されたということなんですけれども、この説明のところの道路修繕事業経費、かなり、6,389 万 4,000 円と減額されているわけなんですけれども、その理由は交付金が減ったということなんですけれども、交付率はこれでどのくらいになったのか。

また、減額によれば、当初の説明では拡幅 3 路線、舗装修繕工事 3 路線という予定でしたけれども、交付、つき具合によっては変更ということも当初予算のときに説明があったわけなんですけれども、これで計画の変更はどのようになっていくのか。その点についてお願いします。

○ 議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○ 建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

国費の内示率が低調だったことから、大幅な減額補正となっておりますが、このうち、舗装修繕を予定していた馬瀬口区西側の十石馬瀬口線ほかの箇所につきましては、要望事業費 3,690 万円に対しまして内示額が 138 万 2,000 円と、内示率 4% の大変厳しいものとなりました。

道路改良関係につきましては、用地買収を予定していた塩野、真楽寺東側の川原田寺沢線が、要望事業費 260 万円に対しまして内示額が 71 万 4,000 円で、内示率 27% と低調でした。

また、通学路等の安全確保に係る歩道設置を盛り込んだ重点事業となっておりますところのしなの鉄道、ガード北口から西軽井沢地区につながる七口線と、シチズンマシナリー、ミヨタ中央記念病院前の通りの谷地沢大塚線については、国土交通省予算の重点配分対象となっているものの、内示率は 2 路線共に 61% という結果になっております。

重点事業でも満額内示とはならず、社会資本整備総合交付金の道路事業については、依然と厳しい内示率が続いているのが現状で、全体を要望額で約 40% の内示率となっております。今回の減額によりまして、今年度予定の施工延長や内容については、内示率によってそれぞれ縮小しなければなりません。全体の事業内容は変えることなく、現状では期間のみ延長せざるを得ないものと思われま

調査測量設計は、谷地沢大塚線の路線測量と実施設計を500m予定していましたが、実施設計だけ250mほど減少します。

工事は、七口線を100m予定していましたが、70mほどになると思われます。

用地購入及び保証契約につきましては、七口線を690m²から410m²に、川原田寺沢線を1,300m²から780m²に減少となる見込みでございます。

計画的な道路整備、思うようにできない状況ではございますが、今後も優先箇所から粛々と整備を進めてまいります。また、社会資本整備交付金以外の別事業の検討、記載対象事業の継続、ほかの国策などで生かせる場合は、財源確保に向けても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

井田議員。

○6番（井田理恵君） 1点お願いします。6番、井田です。

議案書167ページ、歳出、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、説明欄01001下、18040、無電柱化推進市町村長の会負担金3,000円ということで、新項目ですが、当町、無電柱化を目指していくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

無電柱化を推進する市町村長の会、こちらの会は、平成27年10月に設立されてございます。令和2年の4月時点で全国の289市町村が会員となっております。

主な活動内容は、国に対し、無電柱化の推進を図るための要望、また、会員同士の勉強会などがございます。

無電柱化は、防災、観光、景観等の観点から、安全で快適な住環境及び社会の形成の一翼を担う事業でございます。無電柱化の整備費用は1km当たり5億3,000万円という試算が国土交通省から示されており、この費用の膨大さから、町内全ての路線の無電柱化を目指していくことは現実的ではございません。将来の道路整備において、必要路線を改築時に一緒に施工する、また、あるいは現

状においても無電柱化する必要性のある県道路線が出てきた場合などには、国策の動向の把握、そして、会員同士の情報交換等から得た技術的な知見を生かしていきたいというために、今回、入会した。ものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時16分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

再開する前に、荻原総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会の議案書の2ページをお開きください。

日程第18の議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）についてから日程第21の議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）についてということで、この4案につきましては、今回、補正予算ということでそれぞれ第1号の補正を上程させていただいております。

議案書の136ページをちょっとお開きいただきたいかと思っております。

こちらが、議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案についてということで、本来、こちらが正式な議案の名称になるんですけども、表の日程の表と号数を入れるか入れないかということで明確に特定できないような形になっております。定例会によっては補正予算2本を提案させていただくというようなこともございますものですから、今後、明確に特定できるような形を本定例会から取らせさせていただきたいということでございます。

本定例会の議案書、それぞれ訂正をさせていただきますので、大変お手数をお掛けしますが、加筆いただくようお願いしたいかと思ひます。

初めに、136ページの表題でございます。

令和3年度御代田町一般会計予算案のあとに（第1号）を加筆いただきたいかと思ひます。

続きまして、議案書の175ページでございます。

こちらもち令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案のあとに（第1号）、これを加筆をお願いいたします。

同様に、182ページになります。

こちらもち予算案のあとに（第1号）を入れていただきたいと思ひます。

それと、191ページになります。

こちらもち（第1号）を予算案のあとに入れていただくように訂正をお願いいたします。

以後、このような形で明確に特定するようこととさせていただきます。

ご不便をお掛けしまして申し訳ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 今の訂正について、私からも一言申し上げます。

たまたま皆さんの先ほどの質疑の中で、議案名がおかしくないかというふうに気づいてしまいまして、それで、ちょっと昼休みに訂正をさせてもらってこのような形となっております。

こういった表記が、今年ならず、起きていたようなこともあるようでございますので、ここからは、やはり、今さっき総務課長が申したように、1回で2号以上の補正予算案が出るということも十分に今後もあり得ますので、それをそれぞれ特定できる議案名にするということが肝要であろうと思ひます。

これまでのご不便、不始末については深くおわびするとともに、これから正常化してまいりたいと思ひますので、皆様のご理解をお願いしたいと思ひます。

私からは以上です。

―――日程第19 議案第52号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） それでは、議案第52号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の175ページをお願いいたします。

議案第52号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の178ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

179ページのほうをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正でございます。

款3地域支援事業費、項2介護予防生活支援サービス事業費、こちらでございますが、通所型サービス委託料250万5,000円を訪問型サービス委託料に組み替えるものでございます。当初予算計上後にサービス累計の見直しを行ったための補正となっております。同額を組み替える補正でございますので、予算額については変更はございません。

説明につきましては以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） ここで、場内が大分暑くなってきておりますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第20 議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案(第1号)について――

○議長(五味高明君) 日程第20 議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書182ページをお願いいたします。

議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出いたします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

184ページをお願いいたします。

令和3年御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ902万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,278万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

185ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款5 諸収入、項3 雑入、補正額902万8,000円の減額でございます。こちら、高齢者の保健事業と介護予防との一体的事業に係る広域連合の補助金、こちら

を一般会計で受けるため、減額をするものでございます。

続きまして、186ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款3、項2保健事業費、補正額902万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、事業費のほうを全て一般会計へ組み替えるものとなっております。

令和3年度からにつきましては、高齢者の保健事業と介護予防との一体的事業について、歳入歳出ともに一般会計で完結するように組み替えるものでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第21 議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書191ページをご覧ください。

議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出します。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の194ページ、補正予算書をご覧ください。

令和3年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところに

よる。

第1条 令和3年度御代田小沼水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中に定めた収益的支出の予算額を、次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用としまして、166万6,000円の増額は、人事異動に伴う総経費の増額をお願いするものでございます。

第2項営業外費用及び第4項予備費につきましては、増減はありません。

しがたいまして、補正額の合計は166万6,000円の増額で、総額1億7,343万2,000円となります。

第2条 予算第4条中に定めた資本的収入の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入につきましては、第61款資本的収入、第1項企業債及び第2項工事負担金につきましては、増減はありません。

第3項補助金としまして、310万円の増額は、今年度実施しますクリプトスポリジウム、クリプトスポリジウムとは、病原性を有する原生生物で、牛、豚、人、ヘビ等様々な生物を宿主、学術用語で宿主（シュクシュ）と言いますが、宿主とし、経口摂取により感染するもので、薬剤耐性が強く、通常の塩素消毒では死滅、不活化ができないものでございます。このクリプトスポリジウムの除去のための寺沢地区のマクロ化装置設置工事の実施設計に対して、厚生労働省の補助金が採択となりまして、補助率4分の1を充当できるようになったことによるものでございます。

したがいまして、補正額の合計は310万円の増額で、総額1,583万5,000円となります。

次の195ページをご覧ください。

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事異動に伴う総経費の増額をおねがいのものがございます。職員給与費としまして、166万6,000円の増額で、198ページにもございますように、給料93万3,000円、手当17万9,000円、法定福利費55万4,000円をそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

したがいまして、補正額の合計は2,700万円となります。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第54までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第22 報告第2号 令和2年度御代田町土地開発公社事業報告、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長(五味高明君) 日程第22 報告第2号 令和2年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の199ページをお願いいたします。

報告第2号 令和2年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

令和2年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、令和3年5月24日の御代田町土地開発公社理事会に提出をし承認されたので、地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告をします。

令和3年6月4日 提出

御代田町長 小園拓志

内容につきましては、議案書の202ページからの事業報告で説明いたします。

202ページをお願いいたします。

令和2年度第49期事業報告書

1 概要

当社は公共用地等の先行取得及び管理処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としている。

令和2年度は、やまゆり工業団地の造成工事を実施した。

2 理事会議決事項

2回の理事会を開催しまして、下記2件を議決しました。

1件目につきましては、令和元年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認について。

2件目につきましては、令和3年度御代田町土地開発公社事業計画（案）及び予算（案）の承認について。

3 会計

(1) 番、財産目録になります。

1の流動資産です。

(1) としまして、現金及び預金。こちらは697万87円でした。内訳は、普通預金で340万87円、それから、定期預金で350万円です。

(2) 公有用地です。7,259万3,028円。内訳につきましては、旧鉄道用地としまして64万973円、代替用地としまして7,195万2,055円です。

(3) 土地造成事業用地。こちらにつきましては、全額やまゆり工業団地となりまして、1億3,871万9,040円で、資産の合計は2億1,821万2,155円となっております。

次の203ページをお願いします。

こちらは損益計算書になります。

3番の販売費及び一般管理費でございます。こちらは17万3,300円で、内訳としましては、役員報酬で10万2,000円、それから、法人町民県民税で7万1,000円、諸証明手数料で300円となっております。よって、事業損失は17万3,300円になります。

4番の事業外収益は、受取利息になります394円、こちらは預金利子でございます。

そうしますと、5番の事業外収入はゼロ円であることから、経常損失につきましては17万2,906円となっております。

当期純損失、それから、当期損失は、一番下の段になります17万2,906円となります。

204ページのほうをお願いいたします。

こちらは貸借対照表にあります。

初めに、資産の部についてです。

1番の流動資産について。こちらの内訳につきましては、先ほどの財産目録の通りですので、流動資産合計は2億1,821万2,155円で、こちらが資産合計になります。

続きまして、負債の部でございます。

2番としまして、固定負債の(2)の長期借入金ということで1億5,170万円、こちらは、土地開発基金からの借入金でございます。1億5,170万円、こちらが負債合計になります。

続きまして、資本の部になります。

1の資本金の(1)基本財産につきましては、設立当初の町からの出資金ということで350万円であります。

2番の準備金または欠損金、こちらのほうは、前期繰入準備金が6,318万5,061円、当期純損失が17万2,906円であり、準備金合計につきましては6,301万2,155円であります。

資本合計につきましては、6,651万2,155円となっております。

一番下のところになりまして、以上により、負債資本合計は2億1,821万2,155円となりまして、上段に記載の資本合計と一致するものでございます。

205ページは、キャッシュフロー計算書、それから、206ページからは決算に関する説明書、それから、208ページからは附属明細表、最後の214ページは監査報告書となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明につきましては以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和2年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

――― 日程第 2 3 報告第 3 号 令和 2 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 3 報告第 3 号 令和 2 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の 2 1 5 ページをお願いいたします。

報告第 3 号 令和 2 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 2 年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 1 6 ページのほうをお願いいたします。

まず最初に、一般会計の計算書でございます。一般会計につきましては 1 0 事業でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費です。事業名が、第 5 次長期振興計画策定事業、翌年度繰越額は 1 6 2 万 8, 0 0 0 円です。財源につきましては、一般財源 1 6 2 万 8, 0 0 0 円となっております。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業、翌年度繰越額 3 9 8 万 8, 0 0 0 円です。こちらの財源につきましては、国庫補助金が 3 9 8 万 8, 0 0 0 円となっております。

款 6 農林水産業費、項 3 農地費、農山漁村地域整備交付金基盤整備事業、こちらの翌年度繰越額は 3 2 5 万 7, 0 0 0 円で、財源につきましては、県補助金が 2 2 2 万 5, 0 0 0 円、地方債としまして 7 0 万円、一般財源が 3 3 万 2, 0 0 0 円となっております。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、1 つ目が社会資本整備総合交付金事業、橋梁修繕事業経費です。こちらの翌年度繰越額 8 8 6 万 3, 0 0 0 円で、財源が、国庫補助金が 3 9 3 万 7, 0 0 0 円、地方債が 3 0 0 万円、一般財源 1 9 2 万 6, 0 0 0 円と

なっております。

その下になります社会資本整備総合交付金事業、道路、修繕事業経費でございます。こちらの翌年度繰越額が8,738万8,000円です。財源につきましては、国庫補助金が4,736万5,000円、地方債につきましては3,420万円、一般財源が582万3,000円となっております。

項4都市計画費です。都市計画道路見直し検討事業、こちらの翌年度繰越額が649万円で、こちらは全て一般財源となっております。

款10教育費、項1教育総務費です。GIGAスクール整備事業、こちらの翌年度繰越額は630万円で、財源内訳につきましては、ふるさと納税寄附金が370万円、それから、一般財源260万円となっております。

項2小学校費、学校保健特別対策事業経費です。繰越額が240万円。財源につきましては、国庫補助金が120万円、一般財源120万円となっております。

項3の中学校費、こちらと同じ事業で学校保健特別対策事業経費です。繰越額120万円で、財源は、国庫補助金60万円、一般財源60万円となっております。

款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費です。国庫補助災害復旧事業としまして、繰越額が1,702万4,000円です。こちらの財源につきましては、国庫負担金が1,640万8,000円、それから、地方債が40万円、一般財源21万6,000円となっております。

以上、一般会計合計しまして、翌年度繰越額が1億3,853万8,000円となっております。こちらの繰越事業につきましては、いずれも事業の遅れ、それから、台風19号災害復旧事業と重なったこと、それから、コロナワクチンの納入時期が未定だったこと、それから、年度末での追加での補助金の内示というものがありませんでしたので、こういった理由から年度内に事業が完了できないため、繰り越したものでございます。

217ページ、お願いいたします。

こちらの繰り越しは、公共下水道事業の特別会計分でございます。

款1土木費、項1都市計画費、事業名称が公共下水道建設事業です。翌年度繰越額で1,100万円です。財源の内訳は、国庫補助金550万円、一般財源550万円となっております。

こちらでも年度末で内示がありまして、年度内に事業完了できないため、繰り越し

たものになります。

説明については以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和２年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

―――日程第２４ 報告第４号 令和元年度御代田町事故繰越し繰越計算書の

報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第２４ 報告第４号 令和元年度御代田町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の２１８ページをお願いいたします。

報告第４号 令和元年度御代田町事故繰越し繰越計算書の報告について

令和元年度御代田町事故繰越しに係る繰越計算書を、地方自治法施行令１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和３年６月４日 提出

御代田町長 小園拓志

２１９ページ、お願いいたします。

こちらが令和元年度事故繰越し繰越計算書になります。

一般会計での繰越になります。

款６農林水産業費、項３農地費、事業名、農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業です。翌年度繰越額につきましては、９３２万１，０００円になります。財源の内訳としましては、県補助金が５９６万５，０００円で、地方債は１８０万円、一般財源１５５万６，０００円となっております。

理由についてです。

令和２年８月３０日の豪雨災害により、復旧工事に労務需要が急増し、作業員の

確保が困難となり、工期内に事業完了できないため、そのため、事故繰越ししたものに なります。

説明については以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和元年度御代田町事故繰越し繰越し計算書の報告を終わります。

―――日程第25 陳情第22号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情―――

―――日程第26 陳情第23号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第25 陳情第22号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情、日程第26 陳情第23号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情については、お手元に配布してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願ひます。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時06分